

令和5年度
豊中市指定障害福祉サービス
事業者等集団指導
【相談支援系】

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係

1. 根拠法令等
2. 行政処分の事例紹介
3. 留意事項

1. 根拠法令等

根拠法令等（計画相談支援にかかると主なもの）

※根拠法令だけでなく、関係法令（労働基準法等）も遵守する必要があります。

種類	名称
法律	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
政令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）
省令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚労省令第19号） ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚労省令第28号）
告示	・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚労省告示第125号）
通知	・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年障発0330第22号） ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）

根拠法令等（地域移行支援・地域定着支援にかかる主なもの）

※根拠法令だけでなく、関係法令（労働基準法等）も遵守する必要があります。

種類	名称
法律	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
政令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）
省令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚労省令第19号） ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚労省令第27号）
告示	・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚労省告示第124号）
通知	・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年障発0330第21号） ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）

根拠法令等（障害児相談支援にかかるとななもの）

※根拠法令だけでなく、関係法令（労働基準法等）も遵守する必要があります。

種類	名称
法律	・ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
政令	・ 児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）
省令	・ 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚労省令第11号） ・ 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚労省令第29号）
告示	・ 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚労省告示第126号）
通知	・ 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年障発0330第23号） ・ 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年障発0330第16号）

2. 行政処分の事例紹介

大阪府内 相談支援系の行政処分事例

令和4年度集団指導資料「指定取消し事業者一覧」より抜粋

<p>令和3年 3月30日 (全部効力 停止)</p>	<p>堺市</p>	<p>障害児相 談支援</p>	<p>運営基準違反 (児童福祉法第24条の36第4号) ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(以下単に「基準」という。)に違反し、相談支援専門員が障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ることなく、障害児等の署名及び事業所が所有していた又は新たに購入した印鑑を用いて押印を行い、障害児等の同意が得られていなかった。また、相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際に、障害児等に交付していなかった。 ・基準に違反し、相談支援専門員がモニタリングに当たって障害児等との連絡を継続的に行い、障害児の居宅を訪問し障害児等に面接するほか結果を記録しなかった。</p> <p>不正請求 (児童福祉法第24条の36第5号) ・障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助に当たって、基準に定められた一連の手順に沿った支援がなされていないにもかかわらず、障害児相談支援給付費を請求し受領していた。</p>
---	-----------	---------------------	--

大阪府内 相談支援系の行政処分事例

処分日	所在地 自治体	サービス 種別等	行政処分の理由
令和4年 4月1日 (指定取消)	東大阪市	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援	<p><u>不正の手段による指定</u> (障害者総合支援法第51条の29第1項第8号、障害者総合支援法第51条の29第2項第8号、児童福祉法第24条の36第8号) 新規指定において、実際には配置すべき従業者がいないにも関わらず、人員基準を満たしているように装うため、管理者兼相談支援専門員1名を勤務予定者として本市に提出することにより指定を受けた。</p> <p><u>不正又は著しく不当な行為</u> (障害者総合支援法第51条の29第1項第10号、障害者総合支援法第51条の29第2項第10号、児童福祉法第24条の36第10号) 勤務予定がないにも関わらず新規指定時に勤務予定者として本市に提出した管理者兼相談支援専門員について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。</p>

3. 留意事項

留意点

留意事項

◎更新申請にかかる計画相談支援における、更新月のモニタリングについて

→更新月のモニタリングは、継続サービス利用支援費は算定出来ないにも関わらず、算定されているケースがあります。

⇒次のページに「計画相談支援・障害児相談支援マニュアル」より抜粋した具体例を掲載しています

※下図において「モ」はモニタリング、「案」はサービス等利用計画案の作成、「本計画」はサービス等利用計画の作成、色付きは報酬算定可を意味する。

【更新】

10月誕生日の方が、障害福祉サービス（居宅支援）利用を引き続き行う為に、更新申請に係る計画相談支援を行った場合。モニタリング周期は3か月。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
モ			モ			モ			更新月 ・ 「モ」 「案」 「本計画」 提出	計画開始	
	「モ」 1月分 で請求			「モ」 4月分 で請求			「モ」 7月分 で請求				「計画」 11月分 で請求

サービスの終期月である10月にモニタリングを実施し、更新申請に係るサービス等利用計画案を作成。計画案提出後、更新申請に係る支給決定が行われた後、サービス等利用計画を作成した。（モニタリング周期：3ヵ月ごと）この場合、計画が提出されたのは10月だが、更新後のサービス支給決定に係る計画のため、11月提供分としてサービス利用支援費を12月に請求する。モニタリングとサービス等利用計画の作成が同月に行われているが、これらは一連の流れで行われているため、10月提供分の継続サービス利用支援費は算定出来ない。なお、計画の提出が11月になった場合も同様に、11月提供分としてサービス利用支援費を12月に請求する。

留意点

留意事項

◎令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2（令和3年4月8日）の内容について

→相談系サービスにおける共通的事項が掲載されていますので今一度確認をお願いいたします。

⇒次のページ以降にいくつか抜粋したQ & Aの

内容を掲載しています

(Q) (加算共通②)

問28 記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

(A)

各加算（体制を評価するものを除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるように整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

※（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成30年3月30日障害福祉課事務連絡）の別添資料2は廃止する。

【利用者及び家族への面接に係る加算】			【会議の開催、参加に係る加算】		
加算名	・初回加算 (重ねて算定する場合)	・入院時情報連携加算(1)	・退院・退所加算	・集中支援加算 (会議開催、会議参加)	・サービス提供時モニタリング加算
	・集中支援加算 (訪問)		・医療・保育・教育連携加算	・居宅介護事業所等連携加算 (会議参加)	
	・居宅介護事業所等連携加算 (訪問)			・サービス担当者会議実施加算	
	・保育・教育等移行支援加算 (訪問)			・地域体制強化共同支援加算	
				・保育・教育等移行支援加算 (会議参加)	
記録に記載する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者(氏名、所属・職種) ・検討内容の概要※(例:支援の経過、支援上の課題、課題への対応策) ※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・訪問した機関名、場所及び対応者氏名 ・訪問年月日、開始時刻、終了時刻 ・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 ・サービス提供時の利用者の状況 ・その他必要な事項 	

(Q) (居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算)

問35 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。

(A)

それぞれ、主な連携先は以下を想定している。

加算名	居宅介護支援事業所等連携加算 (介護保険への移行、進学、企業等への就職による障害福祉サービス利用終了時)	保育・教育等移行支援加算 (進学、企業等への就職による障害児通所支援利用終了時)	集中支援加算
連携 (つなぎ) 先	指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター	障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関(※)及び地方自治体(※)公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター